

京都市告示第 510 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 2 項及び第 3 項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置に係る許可申請書（以下「申請書」という。）及び生活環境影響調査書（以下「調査書」という。）が提出されたので、同条第 4 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同条第 6 項の規定により、市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができます。

令和元年 12 月 27 日

京都市長 門川 大作

1 許可申請の概要

(1) 申請者

名称 株式会社 京都環境保全公社

代表者 代表取締役 鍋谷剛

所在地 京都市伏見区横大路千両松町 126 番地

(2) 産業廃棄物処理施設の設置の場所

京都市伏見区横大路千両松町 126 番地

(3) 産業廃棄物処理施設の種類

焼却施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 3 号、第 5 号、第 8 号及び第 13 号の 2 に掲げる焼却施設のいずれにも該当）

(4) 産業廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類

ア 普通産業廃棄物として

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属く

ず並びにガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず

イ 特別管理産業廃棄物として

廃油，感染性産業廃棄物及び汚泥

2 申請年月日

令和元年12月4日

3 申請書及び調査書の縦覧

(1) 縦覧場所

ア 京都市環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課

京都市中京区河原町通二条下る一之船入町384番地ヤサカ河原町ビル7階

イ 伏見エコまちステーション（伏見区役所1階）

京都市伏見区鷹匠町39番地の2

(2) 縦覧期間

令和元年12月27日（金）から令和2年1月27日（月）まで（京都市の休日を定める条例第1条に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで

4 意見書の提出

(1) 提出することができる者

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者

(2) 記載すべき事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 当該産業廃棄物処理施設の設置に関する生活環境の保全上の見地

からの意見（日本語により，理由を含めて記載すること。）

（３）提出期間

令和元年１２月２７日（金）から令和２年２月１０日（月）まで（期間内必着）

（４）提出方法

窓口提出，郵送又はファックス

（５）提出先

〒６０４－０９２４

京都市中京区河原町通二条下る一之船入町３８４番地ヤサカ河原町ビル７階

京都市環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課

TEL ０７５－３６６－１３９４

FAX ０７５－２２１－６５５０

（環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課）